

教職員のわいせつ行為のニュース記事のテキストマイニングによる分析

Text mining analysis of news articles on educator sexual misconduct in Japan.

後藤 和史

愛知みずほ大学人間科学部

Kazufumi Gotow

Department of Human Sciences, Aichi Mizuho College

Abstract.

To clarify educator sexual misconducts in Japan, text mining was conducted on text data of 288 news articles. Multi-dimensional scaling and correspondence analysis revealed that educator sexual misconducts were classified into five themes: (1) child prostitution, (2) sexual intercourse, (3) invasive sexual contact, (4) camera/video voyeurism and (5) nude selfie, which were placed into two dimensions: grade and relationship. Further analysis suggested that these results might be useful on abuse preventive education for educators and candidates.

Key Word: educator sexual misconduct, text mining, news articles

問題と目的

近年、小学校～高等学校の教職員によるわいせつ行為が問題となっている。文部科学省の報告によると、平成 27 年度にわいせつ行為等に係る懲戒処分を受けた教職員は過去最高の 224 名に上り (文部科学省, 2016)、各報道機関によって報道され注目を集めるとともに対策が喫緊の問題となっている。

英語圏では教職員によるわいせつ行為を「educator (teacher) sexual misconduct (教職員/教員による性的不行跡)」や「educator sexual abuse (教職員による性的虐待)」と表現し、「child sexual molester (児童性的関与者)」の行動として取り扱っており、主に欧米を中心に多くの調査研究・対応の提案が行われている (Shakeshaft, 2003; Shakeshaft, 2004; Shakeshaft, 2013; Knoll, 2010)。

日本における教職員のわいせつ行為を問題意識とした実証的研究として、榊原(2010)や榊原・森脇(2012)は、文部科学省の公表データを用いて一般母集団における性犯罪率と比較し、教職員のわいせつ行為の発生率が高いことを示している。

実際、教職員によるわいせつ行為の抑止に関しては、文部科学省や都道府県教育委員会が主導する形で対策が行われているが (愛知県教育委員会, 2015 など)、現状は功を奏しているとは到底言い切れない (今村・相坂, 2017, 中日新聞)。

対策が功を奏さない理由のひとつに情報不足があるものと思われる。文部科学省は『公立学校教職員の人事行政状況調査について』内に『わいせつ行為等に係る懲戒処分等の状況 (教育職員)』項を設け、懲戒処分を受けた教職員の性・年齢・校種・行為の態様ごとの実数を毎年公表しているが (文部科学省, 2012)、効果的な対策を練るには十分なデータとは言えないだろう。

本研究の目的 そこで本研究では、小学校～高等学校教職員によるわいせつ行為をテーマとしたニュース記事を収集し、テキストマイニングを用いて分析することによって、様態の詳細 (テーマ・ストーリー) を描き出すことを主目的とする。

収集・分析のプロセスは、データソースは異なるが、Canterらの性犯罪のテーマ研究 (Canter & Heritage, 1990; Canter, Hughes & Kirby, 1998; Canter & Ioannou, 2004 など) を参考に行った。ニュース記事をデータソースとしたアプローチは、越智ら (越智・木戸, 2011; 越智・中村, 2014) が大量殺傷事件を主題に行っている。

本研究が目指す知見が共有可能になることによって、教員研修の方向性や校内での防止・抑止策の策定に関する追加的情報を与えるとともに、大学の教員養成課程においても、小学校～高等学校の教員免許取得を希望する学生の倫理感の醸成や衝動コントロール技法の修得を目的とした教育に関

する基本的情報が得られるものと考えられる。

方法

以下の(1)~(4)のプロセスで記事の収集・分析を行ったが、分析過程の中で問題が発見されて対応したり、記事が追加されたりしたため、実際は(1)~(4)の反復を行っている。

(1) **ニュース記事収集** Google News や Yahoo!ニュースなどの総合的ニュースサイトやニュース記事を引用してまとめて掲載したサイトから教職員の逮捕・懲戒に関する記事を収集した。

記事収集の指針としては、加害者が小学校~高等学校および特別支援学校の教職員で、被害者・対象者が初等・中等教育対象年代の18歳未満の少年少女となったものを収集したが、誤って成人向け動画を流すなど非意図的行為に関する記事および性的・ジェンダー差別的言動のみが問題とされた記事は除外した。

収集された記事は小学校~高等学校教諭の逮捕ないしは懲戒の記事がほとんどとなった。そこで警察による逮捕の記事と教育委員会による懲戒の記事など、同一ケースによる複数の記事は接続してひとつのケースとしてまとめることとした。また、教育委員会による懲戒処分のおよむように同一記事に複数のケースが記載された記事は別件として扱った。さらに「更衣室の盗撮容疑で逮捕されたが、余罪追及の結果トイレの盗撮容疑で再逮捕」のように同一人物による行為であっても本質的に別内容となる場合は別ケースとして取り扱った。

最終的に2014年3月から2017年3月にかけての288記事が収集され、上記基準によって重複等を勘案した263ケースを事後の分析に供することとした。

この手法は、すべてのケースを系統的に(あるいはランダムサンプリングに基づいて)収集するわけではないので、男女比や比率の分析などの量的検討はできないが、事案ごとの内容分析を行うことは可能である。

(2) **表記ゆれの統一** 収集したテキストデータに対して、同一の語が別の語として取り扱われることがないように、英数字を半角に統一したり(例、「LINE」→「LINE」)、省略語を修正したり(例、「女子高生」→「女子高校生」、「スマホ」→「スマートフォン」)、より慣用的な表現に統一したり(例、「猥褻」→「わいせつ」)するなどの修正を適宜行った。

(3) **語・文の取舍選択** 結果が語として表記されることから、本研究で記載された内容から個人・地域が特定されることのないように、被疑者や懲戒対象者などの個人名、都道府県や市町村その他の地域名は分析から除外した。

さらに分析結果の理解を容易にするため、研究目的と合致していない語・文(警察・検察・裁判に関する語、報道関係語、教育委員会関係者によるコメント)も同様に分析から除外したが、違反容疑の法律・条例(例、「強制わいせつ」「児童買春・ポルノ禁止法」「青少年健全育成条例」)および「わいせつ(な)行為」「ひわいな行為」は研究目的に沿うものとして分析対象として残した。

また同様の理由で、一部の複合語を指定して抽出した(例、「女子」+「生徒」→「女子生徒」、「男性」+「教諭」→「男性教諭」)。

(4) **分析手法** テキストマイニングツールとして KH Coder (Ver. 2.00f および Ver. 3.Alpha.8; 樋口, 2004) を用いた。共起指標および類似度行列生成には統一的に Jaccard 係数を用い、共起分析には、多次元尺度構成法 (MDS) ・対応

Table 1 頻出150語

抽出語	回数	抽出語	回数	抽出語	回数
教諭	161	児童ポルノ	23	携帯電話	12
行為	121	女子中学生	23	着替え	12
女子生徒	114	胸	22	抱きしめ	12
わいせつ	107	裸	22	性的	11
勤務	92	アプリ	21	買春	11
高校	85	インターネット	21	保存	11
男性教諭	80	教員	21	SNS	10
小学校	74	現金	21	教師	10
中学校	69	下半身	20	交際	10
発覚	69	女子児童	20	宿泊	10
相談	68	女兒	20	小型	10
学校	58	好意	19	約束	10
生徒	54	指導	19	利用	10
18歳未満	52	迷惑	19	ツイッター	9
知り合	52	校内	18	トイレ	9
児童買春	50	製造	18	興味	9
みだらな行為	49	無料通信アプリ	18	女性教諭	9
ホテル	49	LINE	17	少年	9
禁止法	49	採用	17	常勤	9
講師	48	授業	17	条例	9
盗撮	47	女子	17	送らせ	9
撮影	43	服	17	発見	9
触っ	41	母親	17	不適切	9
自宅	39	クラス	16	部活動	9
スマートフォン	38	児童福祉法	16	保護	9
女子高校生	38	出会い系	16	やりとり	8
複数	38	臨時	16	映像	8
ポルノ	36	スカート	15	施設	8
強制わいせつ	36	メール	15	自家用車	8
動画	36	送信	15	商業施設	8
青少年	33	駐車	15	小学	8
中学	32	連絡	15	小学生	8
担任	31	淫行	14	卒業生	8
男性	31	顧問	14	男子高校生	8
少女	30	公園	14	被害届	8
カメラ	29	更衣室	14	非常勤	8
キス	29	男子生徒	14	路上	8
育成条例	29	迷惑行為	14	会員制交流サイト	7
関係	29	様子	14	学年	7
自分	29	パソコン	13	帰宅	7
教え子	28	ビデオカメラ	13	自身	7
触る	28	ライン	13	書き込み	7
保護者	27	教育	13	情報	7
画像	26	建造物侵入	13	数学	7
児童	26	写真	13	男児	7
女性	26	侵入	13	認識	7
防止条例	26	設置	13	背後	7
目的	25	抱き	13	不審	7
教室	23	サイト	12	部屋	7
健全	23	下着	12	面識	7

分析(コレスポンデンス分析)・共起ネットワークを用いた。

結果

1. 頻出語

全263ケース中、頻出150語をTable 1に示した。7～166回に分布しており、出現頻度が100を超えた4語(「教諭」「行為」「女子生徒」「わいせつ」)は、本研究の記事収集指針に従ったものであり、50語未満の語が各ケースの個別性を反映した語と思われる。

2. 多次元尺度構成法を用いたテーマ分析

教職員のわいせつ行為のテーマを検討するために、10回以上出現した114語をターゲットに多次元尺度構成法(Kruskal法)を用いて2次元空間上にプロットした(Figure 1参照)。この分析では中心部(原点周辺)は各ケースに共通する語がプロットされ、外周部に行くほどテーマ性の強い語がプロットされる。

順時計針方向でプロットされた語とテーマを説明する。0時30分～3時方向には、「買春」「出会い系」「現金」など、いわゆる児童買春(child prostitution)に関する語がプロットされた。3時～5時30分方向には「キス」「抱きしめ」「交際」「好意」など、教職員と生徒との性的交際(sexual intercourse)に関する語がプロットされた。5時30分～8時30分方向には「下半身」「触る」「触っ」「強制わいせつ」など、教職員による一方的な性的接触(invasive sexual contact)に関する語がプロットされた。8時30分～11時方向には、「盗撮」「カメラ」「更衣室」など教職員による性的盗撮(camera voyeurism)に関する語がプロットされた。11時～12時30分方向には、「裸」「画像」「送信」など性的撮影(いわゆる『自画像撮り』, nude selfie)に関する語がプロットされた。

さらに詳細に検討するために5回以上出現した198語をターゲットに多次元尺度構成法を行ったが、同様に「児童買春」「性的交際」「一方的性的接触」「性的盗撮」「性的撮影」と命名しうるテーマが得られた。

3. 対応分析を用いたテーマ・解釈軸の分析

教職員のわいせつ行為のテーマを検討するために、15回以上出現した82語をターゲットに対応分析を用いて空間上にプロットした(Figure 2参照)。分析の結果、多次元尺度構成法による結果と同様に0～3時方向には性的撮影・児童買春、3～6時方向には性的交際、6～9時方向には一方的性的接触、9～12時方向には性的盗撮に関する語がプロットされた。

対応分析は数量化Ⅲ類と同様、カテゴリカル主成分分析であり、多次元尺度構成法と類似の手法であるが、成分軸に意味を付与することが可能である。第1成分軸(横軸)は、負値に一方的性的接触・性的盗撮に関連する語とともに「小学校」「女子児童」がプロットされ、正値に性的交際・児童買春に関連する語とともに、「女子中学生」「女子高校生」がプロ

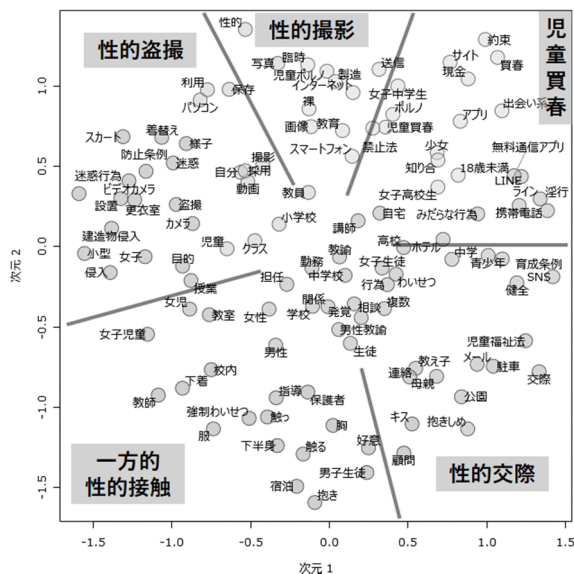


Figure 1 教員によるわいせつ行為のテーマ分析
(多次元尺度構成法, 10語以上)

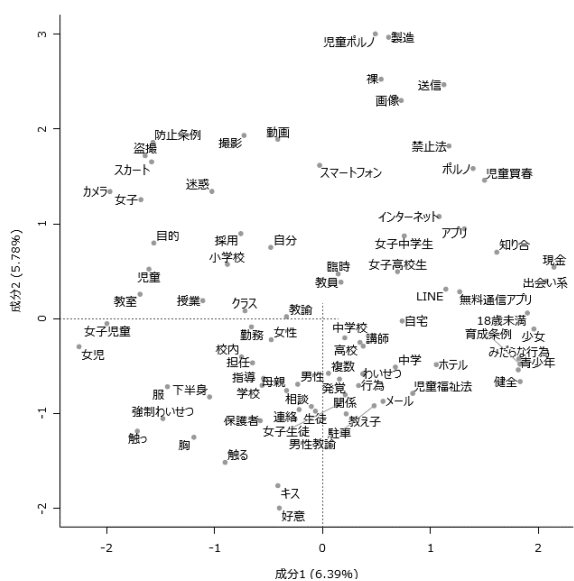


Figure 2 対応分析によるテーマ分析

ットされた。したがって第1成分軸は性的対象となる児童・生徒の年齢的発達軸と解釈されるだろう。一方、第2成分軸(縦軸)は負値に一方的性的接触・性的交際など、教職員自身の所属する/していた学校の児童・生徒を性的対象とした行為に関連する語、正値には性的盗撮・性的撮影・児童買春に関連する語がプロットされた。ケースの具体的な記述を参照すると、性的撮影・児童買春は所属学校外の中学生・高校生を性的対象とし、性的盗撮は校内外で行われるが接触の程度は一方的性的接触・性的交際に比べると間接的であり、関係

加害者がわいせつ行為を目的として、ターゲットとした子どもを本来の目的を隠蔽しつつ信頼関係を深めて馴致していく方略を「グルーミング (grooming)」, インターネット上でのコミュニケーションをベースにした形態を「オンライン・グルーミング (online grooming)」と呼び、警察庁が被害防止の呼びかけを行っている (Davidson et al., 2011; 警察庁, 2013)。

Elliott, Browne & Kilcoyne (1995)は、子どもに性的虐待をした者に面接調査を行い、グルーミング方略を(1)ターゲット選択 (targeting), (2)関係構築 (relationship building), (3)関係維持 (maintaining relationship)の3段階に定式化した。第1段階では、自信を失っている/自尊心が低い/親の監視が弱い/孤立した子どもを性的なターゲットとする。第2段階では、世話役になる/プレゼントを買う/一緒に遊ぶ, など特別な関係になることで子どもからの信頼感や情緒的きずなを構築するとともに、子どもを一人にする/性への抵抗感を和らげる/性的好奇心を強化する, などわいせつ行為への準備を行う。第3段階では、わいせつ行為への応諾性を確実にするためのプレゼントなどをするとともに、「愛情に満ちた」関係の終焉を匂わすなど各種不安をあおることで秘密を守るように仕向けていく。

これら児童性的虐待の研究と本研究の知見を重ね合わせると、校内の児童生徒を対象に行われる一方的性的接触や性的交際の場合、クラス担任や教科担当、部活動を通して知り合った児童生徒に対して、メールやLINEなどオンライン上での1対1のやり取りを通してグルーミングを行い、偽りの信頼関係を構築し、個別指導や自宅、自家用車内などオフラインでの1対1状況を作り出し、わいせつ行為を行う, という様相を描き出すことが可能である。

さらに、1対1関係の中で被害報告をしにくい状況が作られていくことから、本研究では取り上げることのできない逮捕・懲戒に至らないケースも多々あるものと考えられる。

4. 防犯対策・教員養成教育への応用可能性

教員のわいせつ行為に関するテーマ・共通ストーリー・校種別特徴その他に関する本研究の知見に基づいた教職員研修・教員養成教育に加えて児童生徒への防犯教育への応用的視座を議論する。

まず、校内でのわいせつ行為(一方的性的接触・性的交際)については、オンライン・オフラインに関わらず教員と児童生徒との1対1状況を徹底的に避けることが最善策となる。

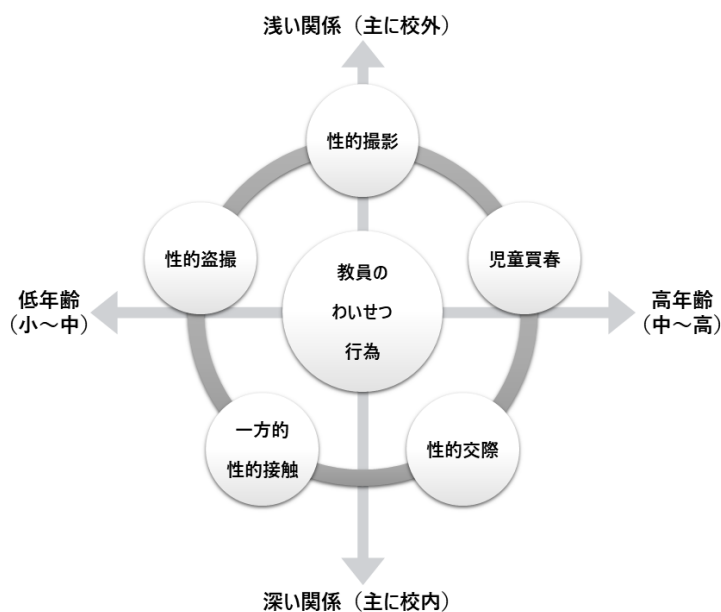


Figure 15 教員のわいせつ行為のテーマと解釈軸

現実的に困難な場合、教員-児童生徒間でメールやLINEなどのやり取りを行うときは必ず校長など管理職に明示する(メールならばcc設定を行う), あるいは管理職から要求があったときにやり取りを開示する義務を課すのも一つの方策であろう。

また、母親をはじめとする保護者が被害児童生徒から相談を受け、警察・学校へ通報していることから、保護者-学校間の信頼関係に基づいた協体制を構築することが望まれる。

性的撮影(いわゆる『自撮り』)については、児童生徒のスマートフォンなど携帯コミュニケーションツールの利用率が高まっており、そして今後、より高まっていくことが予想される状況下では、教員だけでなく児童生徒に対するインターネット利用に関するリスク教育を行うことで、児童生徒自らが裸などの映像・動画の撮影・送信を行う性的撮影行動の防止につながるものと思われる。実際、シンポジウムなど啓蒙活動が行われており、今後の展開が期待される(山本, 2017)。

児童買春については、買う側(教員)だけでなく売る側(主に中・高校生)の意識も高めなくてはならない。櫻庭他(2001)は、女子高校生の『援助交際』行動の背景要因を検討し、約5%の女子高校生が『援助交際』を体験しており、『援助交際』傾向に対して、流行同調性・ぬくもり希求・金銭至上主義・関心の狭さが正の影響を、性規範意識・親への肯定的感情が負の影響を及ぼしていることを明らかにした。一方、宇井他(2008)は成人男性の買春意識を検討し、成人男性の14.6%が過去4～5年に(18歳未満に限らない)買春を経験しており、買春経験群は20歳代や30歳代に多く、性的欲求が高く、男女平等意識を有さず、ぬくもり希求が高い、家族との情緒的

Table 2 教員によるわいせつ行為のテーマ・サブテーマ・共通ストーリー・関連語

テーマ	サブテーマ	共通ストーリー	関連語
児童買春		・ 中学校・高等学校の教員がインターネット上の会員制交流サイト(SNS)で知り合った女子高校生に18歳未満と知りながら現金を渡して(渡す約束をして)ホテルでわいせつな(みだらな)行為を行った。	ツイッター
性的交際		・ 部活動顧問やクラス担任の男性教諭が女子生徒に対してメールやLINEをしたりする中で好意をもって、自家用車内で抱きしめたりキスをしたりした。	恋愛感情(中学) 携帯電話 メール LINE
一方的性的接触		・ 小学校教諭が教室で教え子の女子児童の胸を触った。 ・ 男子生徒の下半身を触るなどのわいせつな行為をした。	
	部活動(中学)	・ 指導の一環として女子生徒の胸を触るなどした。	
性的盗撮	スカート内	・ 商業施設や書店内で小型カメラを用いて女子中学生の背後からスカート内を盗撮した。 ・ コンビニエンスストアで買い物中の女子高校生をスマートフォンで盗撮した。	スマートフォン
	トイレ	・ 盗撮目的で自身が勤務する学校の女子トイレの個室に侵入してデジタルカメラを設置した。	
	更衣室	・ 小学校で、インターネットで購入したビデオカメラを使って水泳の授業で着替え中の女兒を動画や画像を撮影した。 ・ 中学校で、プールの更衣室内の段ボール内に小型カメラやスマートフォンを設置した。 ・ 撮影した動画や画像をパソコン内に保存した。	
性的撮影		・ 女子中学生・高校生が自らスマートフォンで撮影した自身の裸などの画像・動画をLINEなど無料通信アプリで送信させた。	

絆が低い、という特徴を有していることを明らかにした。このような知見から間接的に児童売買春リスクの心理学的要因をある程度予測することが可能なことから、事前にアセスメントによって児童売買春のリスク群を把握し、行動コントロールスキルを身につけさせる教育的介入を教員・生徒に対して行う必要があるだろう。

加えて、2017年(平成29年)4月より外部人材による非教員の部活動指導員が制度化され、学校職員として指導や引

率が可能になったが、部活動文脈のわいせつ行為がみられることから教員同様の研修体制が必要となると思われる。

認知行動療法の可能性 近年、国内外で性犯罪加害者の再犯防止を目指した心理療法的アプローチが試みられており、とくに認知行動療法の効果があるとされている(朝比奈, 2010; 嶋田, 2010; Dennis et al., 2012)。認知行動療法は他の心理療法と比べて応用範囲が広く、予防を目的とした心理教育的アプローチも試みられ、その効果が検討されている(及

Table 3 校種別教員によるわいせつ行為のテーマ・サブテーマ

校種	テーマ・サブテーマ
小学校	性的盗撮(更衣室・トイレ), 一方的性的接触 画像・動画の所持・共有
中学校	児童買春, 一方的性的接触(部活動), 性的盗撮(更衣室), 性的交際
高等学校	児童買春, 性的交際
特別支援学校	性的交際(ホテル)

川・坂本, 2007; 佐藤他, 2009)。

そこで教職員研修や教員養成教育を通して、性衝動コントロールに問題のある個人や困難となりうる状況下での認知・感情・行動を明らかにし、対処スキルを身につけることを目的とした認知行動療法的セッションを行うことで、単に「児童・生徒へのわいせつ行為を許さない」という罰則的方向性だけでなく、教員各個人が性衝動コントロールをめぐる問題を抱えた際に、教員個人内、教員仲間内で解決していくことが可能になると思われる。

5. 本研究の問題点

方法論的問題点の観点から2点、本研究の問題点を指摘し、今後の展開における留意点とする。

第一に情報収集プロセスの観点に関して、本研究ではウェブ上のニュース記事を検索・収集したが、新聞記事データベースのように系統的に収集したとは言えず、すべてのニュース記事を収集したかはわからない。また、報道機関ごとに公開記事の多寡や記事の情報量の差異が大きく、各報道機関のニュース記事公開基準によるところも大きい。したがって、すべてのわいせつ事案を分析対象にしたとは言えず、本研究の結果は限定的なものではあるものの、このようなアプローチは先行研究では見られず、今後の研究への橋頭保となりうるだろう。

第二に、分析プロセスの観点に関して、本研究ではテキストマイニングを用いて語と語の連関規則をベースとした分析(多次元尺度構成法・対応分析・共起ネットワーク)を行った。結果的に、本研究の知見は、語と語のつながりのみを表面的に描いたものとも言える。一方、本研究で用いたテキストマイニングソフト(KH Coder)は、カテゴリを設定して連関規則を検討することも可能ではあるが、探索的状況下でトップダウン的なカテゴリを設定することは望ましいとは言えない。そこで、本研究で得られたテーマ(カテゴリ)や共通ストーリーを利用することで、さらなる有用な情報を提供できるものと思われる。

引用文献

- 愛知県教育委員会 (2015). 教員の不祥事根絶に向けた取組について Retrieved from <http://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/56531.pdf> (March, 21, 2017)
- 朝比奈 牧子 (2010). 加害者の再犯防止: アセスメントと介入の枠組 田口真二・池田 稔・桐生 正幸・平 伸二(編著) 性犯罪の行動科学 (pp. 152-168), 北大路書房
- Canter, D., & Heritage, R. (1990). A multivariate model of sexual offence behaviour: Developments in 'offender profiling'. I. *The Journal of Forensic Psychiatry*, 1, 185-212.
- Canter, D., Hughes, D., & Kirby, S. (1998). Paedophilia: pathology, criminality, or both? The development of a

- multivariate model of offence behaviour in child sexual abuse. *The Journal of Forensic Psychiatry*, 9, 532-555.
- Canter, D. V., & Ioannou, M. (2004). A multivariate model of stalking behaviours. *Behaviormetrika*, 31, 113-130.
- Davidson, J., Grove-Hills, J., Bifulco, A., Gottschalk, P., Caretti V., Pham, T., & Webster, S. (2011). *Online abuse: Literature review and policy context*. European Online Grooming Project. Retrieved from <http://natcen.ac.uk/media/22523/european-online-grooming-projectliteraturereview.pdf> (March, 21, 2017)
- Dennis, J.A., Khan, O., Ferriter, M., Huband, N., Powney, M.J., & Duggan, C. (2012). Psychological interventions for adults who have sexually offended or are at risk of offending. *The Cochrane database of systematic reviews*, 12, CD007507.
- Elliott, M., Browne, K., & Kilcoyne, J. (1995). Child Sexual abuse prevention: What offenders tell us. *Child Abuse and Neglect*, 19, 579-594.
- 樋口 耕一 (2004). テキスト型データの計量的分析 —2つのアプローチの峻別と統合— 理論と方法, 19, 101-115.
- 今村 太郎・相坂 穰 (2017). わいせつ教諭、また懲戒免 県教委「若手研修」を新設 中日新聞 3月18日 Retrieved from <http://www.chunichi.co.jp/article/aichi/20170318/CK2017031802000052.html> (March, 21, 2017)
- 警察庁生活安全局少年課 (2013). オンライン・グルーミング(Online grooming) Retrieved from https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no_cp/newsrelease/news_dec01_2013_online_grooming.pdf (March, 22, 2017)
- Knoll, J. (2010). Teacher sexual misconduct: Grooming patterns and female offenders. *Journal of Child Sexual Abuse*, 19, 371-386.
- 文部科学省 (2012). 公立学校教職員の人事行政の状況調査について Retrieved from http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1318889.htm (March, 21, 2017)
- 文部科学省 (2016). 平成27年度公立学校教職員の人事行政状況調査について 2-4-1 わいせつ行為等に係る懲戒処分等の状況(教育職員) Retrieved from http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afeldfile/2016/12/21/1380732_19.pdf (March, 21, 2017)
- 越智 啓太・木戸 麻由美 (2011). 大量殺傷犯人の属性と犯行パターン(1) 日本における大量殺傷事件の類型. 法政大学文学部紀要, 62, 113-124.
- 越智 啓太・中村 有紀子 (2014). 大量殺傷犯人の属性と犯行パターン(2)—日本で発生した大量殺傷事件の類型化—

- 法政大学文学部紀要, 68, 117-124.
- 及川 恵・坂本 真士 (2007). 女子大学生を対象とした抑うつ予防のための心理教育プログラムの検討. 教育心理学研究, 55, 106-119.
- 榊原 禎宏 (2010). 教員の精神的健康への一視角-教員による「わいせつ行為」は多いか. 京都教育大学紀要, 116, 1-7.
- 榊原 禎宏・森脇 正博 (2012). 教員は健康に働けているか: 教員による「わいせつ行為」に関する追試的研究. 京都教育大学紀要, 120, 1-10.
- 櫻庭 隆浩・松井 豊・福富 護・成田 健一・上瀬 由美子・宇井 美代子・菊島 充子 (2001). 女子高校生における『援助交際』の背景要因. 教育心理学研究, 49, 167-174.
- 佐藤 寛・今城 知子・戸ヶ崎 泰子・石川 信一・佐藤 容子・佐藤 正二 (2009). 児童の抑うつ症状に対する学級規模の認知行動療法プログラムの有効性. 教育心理学研究, 57, 111-123.
- Shakeshaft, C. (2003). Educator sexual abuse. *Hofstra Horizons*, 10-13.
- Shakeshaft, C. (2004). *Educator sexual misconduct: A synthesis of existing literature PPSS 2004-09*. US Department of Education. Retrieved from <https://www2.ed.gov/rschstat/research/pubs/misconductreview/report.pdf> (March, 22, 2017)
- Shakeshaft, C. (2013). Know the warning signs of educator sexual misconduct. *Phi Delta Kappan*, 94, 8-13.
- 嶋田 洋徳 (2010). 加害者への認知行動療法 田口真二・池田 稔・桐生 正幸・平 伸二(編著) 性犯罪の行動科学 (pp. 169-181), 北大路書房
- 田口 真二 (2015). 女兒に対する性的興味を容認する態度と性的加害経験, 個人要因および児童ポルノ使用経験との関連. 日本法科学技術学会誌, 20, 175-183.
- 宇井 美代子・松井 豊・福富 護・成田 健一・上瀬 由美子・八城 薫 (2008). 成人男性の買春行動及び買春許容意識の規定因の検討. 心理学研究, 79, 215-223.
- 山本 佳孝 (2017). 児童ポルノ 自撮り危険周知へ 愛知県警・県・教委連携 毎日新聞 3月28日 Retrieved from <http://mainichi.jp/articles/20170328/k00/00e/040/18900c> (March, 28, 2017)

備考

筆者の所属大学は教員養成（中高保健体育，養護教諭）を行っているが，筆者自身は直接的には教員養成教育には携わっていない。ただし，教員免許取得を希望する学生が卒業単位を満たすために筆者の心理学関係の授業を履修している場合がある。その他，本研究において特記すべき COI はない。